

○郡山市議員報酬及び市長等給料審議会条例

昭和42年3月16日

郡山市条例第4号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議会議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料（次条において「議員報酬及び市長等給料」という。）の額について審議するため、郡山市議員報酬及び市長等給料審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬及び市長等給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬及び市長等給料の額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。